

新型コロナウイルス感染防止のために ～緊急事態宣言期間中における市民の皆様へのお願い～

市民の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染防止への取り組みに対して、多大なるご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

4月16日に、対象地区をそれまでの7都府県から、熊本県を含む全都道府県へ拡大する旨の緊急事態宣言が、政府により発出されました。依然として国内での感染拡大が止まらず、どこで発生してもおかしくない重要な局面が続いている状況を踏まえまして、例年であれば、旅行や帰省などで人の移動が多くなる大型連休において、感染を防止するために以下の5つについて市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

八代市長 中村博生

5つのお願い

- 生活の維持に必要な場合を除き、**不要不急の外出**を控えてください。
- 都道府県をまたいで移動することを厳に控えてください。
- 手洗い**や**咳エチケット**などの感染予防策を徹底してください。
- 「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集する場所」、「間近で会話する密接場面」の『**3つの密**』に該当する場所を避けてください。
- 食料や医薬品などの生活必需品の**買い占め**をされないよう冷静な行動をとってください。

新型コロナウイルス感染症 利子補給などの支援策

農林漁業者の皆さんへ

市では、新型コロナウイルス対策関連の資金制度の融資を受けた農林漁業者が支払う利子・保証料について5年間の補給を行います。また、既存の農林漁業者が融資を受けたセーフティーネット資金も5年間の無利子化を行います。詳細は下記の相談窓口に尋ねていただくか、市ホームページを確認ください。

制度内容	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した農林漁業者が、国・県が実施する新型コロナウイルス対策経営安定資金に関して、融資を受けた市内の農林漁業者が支払う利子について、5年間全額、県・市が補給する。	
対 象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて農林漁業収入が前期より10%以上減少した（見込み）などの市長の証明を受けた農林漁業者	
受付期間	令和3年3月31日まで（予定）	
対象となる利子の期間	貸付実行日から5年間（全額補給）	
融資機関	県内各金融機関	
保証料	全額免除（県と市が負担）	
相談窓口	農業者：農林水産政策課 ☎ 33-4117 漁業者・林業者：水産林務課 ☎ 33-4119	

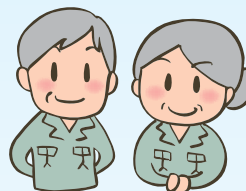


▲農林漁業者向け
経営安定資金制度に
ついて

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

市では、熊本県金融円滑化特別資金や小規模事業者経営改善資金、生活衛生改善貸付の融資を受けた人が支払う利子について5年間の補給を行います。詳細は市ホームページを確認ください。

制度内容	熊本県金融円滑化特別資金、小規模事業者経営改善資金、生活衛生改善貸付の融資を受けた人が支払う利子について、5年間全額、市が補給する。	
対 象	熊本県金融円滑化特別資金、小規模事業者経営改善資金、生活衛生改善貸付の融資を受けた人のうち、八代市において3カ月以上継続して事業を行っている人 ※詳細は、商工・港湾振興課へ問い合わせください。	
受付期間	令和3年3月31日まで	
対象となる利子の期間	貸付実行日から5年間（全額補給）	
融資機関	県内各金融機関、日本政策金融公庫	
保証料	全額免除（県が負担）	
相談窓口	商工・港湾振興課 ☎ 33-8513	



▲中小企業への支援策
（国・県の融資制度
及び相談窓口等）に
ついて

市では、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな情報や支援策などを市ホームページに掲載するなどして、随時発信していますので確認ください。